

令和元年8月28日(水)  
全員協議会 当日資料

# 和光市における 幼児教育・保育の無償化について

和光市子どもあんしん部  
令和元年 8月

# 子ども・子育て支援法の体系（無償化後）

無償化により創設

## 子ども・子育て支援給付

### 子どものための教育・保育給付

### 子育てのための施設等利用給付

#### 施設等利用費

“特定子ども・子育て支援施設等”から子ども・子育て支援の提供を受けた保護者に対して支給。

特定子ども・子育て支援施設等・・・市が支給にかかる施設又は事業として「確認」した以下のもの。

認定子ども園（国立・公立大学法人立）

旧制度幼稚園

特別支援学校

認可外保育施設  
（省令の基準を満たすもの）

認定子ども園・幼稚園（新旧）・特別支援学校の預かり保育

一時預かり事業・病児保育事業・ファミサポ

子どものための現金給付

児童手当

#### 施設型給付費

（特例施設型給付費）

“特定教育・保育施設”を利用する保護者に対して支給。

特定教育・保育施設・・・市が支給にかかる施設として「確認」した認定子ども園、保育所、幼稚園（新制度移行）。

保育所

認定子ども園



幼稚園（新制度移行）

#### 地域型保育給付費

（特例地域型保育給付費）

“特定地域型保育事業者”から保育の提供を受けた保護者に対して支給。

特定地域型保育事業者・・・市が支給にかかる事業者として「確認」した家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育。



家庭的保育

小規模保育

居宅訪問型保育

事業所内保育

## 地域子ども・子育て支援事業（法第59条） ※太字下線：無償化対象事業

利用者支援事業（1号）

延長保育事業（2号）

実費徴収に係る補足給付（3号）

多様な主体参入促進事業（4号）

放課後児童健全育成事業  
（学童クラブ）（5号）

子育て短期支援事業  
（ショートステイ）（6号）

乳児家庭全戸訪問事業（7号）  
（こんにちは赤ちゃん訪問）

要保護児童等に対する支援  
に資する事業（8号）

子育て援助活動支援事業  
（ファミサポ）（12号）

地域子育て支援拠点事業（9号）  
（子育て世代包括支援センター）

**一時預かり事業（10号）**

妊婦健診（13号）

**病児保育事業（11号）**

### 仕事・子育て両立支援事業

※無償化対象事業

政府は、認可外保育施設のうち、事業主がその雇用する労働者の監護する乳児又は幼児の保育を行うものの設置者に対し、助成又は援助を行う事業を行うことができる。

“企業主導型保育事業”

# 幼児教育・保育の無償化の内容

## ✓ 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子どもたち

「3歳から5歳まで」及び「0歳から2歳までの住民税非課税世帯」の以下の施設・事業を利用する子どもたちの利用料(※)が無償化。

※ただし、実費費用（食材料費、行事費、通園送迎費）は無償化の対象外

※未移行幼稚園は、月額25,700円までの範囲

※市外の施設を利用する場合も同様

### 【施設・事業】

幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）

企業主導型保育事業（標準的な利用料）

## ✓ 幼稚園の預かり保育を利用する子どもたち

市から「保育の必要性の認定」を受けた場合、幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて、預かり保育の利用料が無償化。（最大月額11,300円までの範囲） ※「保育の必要性の認定」は、申請が必要。

## ✓ 認可外保育施設等を利用する子どもたち

市から「保育の必要性の認定」を受けた場合、以下の施設・事業を利用する、

- ・ 3歳から5歳までの子どもたちは、月額37,000円までの利用料が無償化。
- ・ 0歳から2歳の住民税非課税世帯の子どもたちは、月額42,000円までの利用料が無償化。

### 【施設・事業】

認可外保育施設(※)、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業

※認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指す。

※無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要。ただし、国では、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設けている。（埼玉県の場合、届出は市町村に行う。）

# 市民周知の状況

## 【無償化制度説明会】

### ✓ 子育て支援拠点での説明会（地域包括ケア課との合同で開催）

6/27 中央（もくれん） 12名      7/3 本町（キッズ和光） 16名      7/4 本町 11名  
7/11北（しらこ） 24名      7/16南（みなみ） 20名      7/23南 25名

計 4拠点 6回 参加者108名

### ✓ 小規模2歳児等向け説明会&幼稚園相談会

8/24（土）総合体育館      来場予定：約200名

### ✓ 職員派遣

7/16 小羊幼稚園での保護者向け説明会に説明補助員として職員を派遣      参加者 約60名

## 【広報わこう】

✓ 令和元年 8月号（概要）・9月号（制度の詳細） 掲載

## 【その他の周知】

✓ 平成31年度保育料仮算定通知時に無償化制度のチラシを同封（平成31年3月）

✓ 市ホームページに、無償化の案内を掲載（7月中旬）

# 条例の概要

## 1 『和光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例』の一部改正について

- ① 別表第1の和光市教育標準時間認定利用者負担額基準額表を削り、別表第2の和光市保育認定利用者負担額基準額表を別表とする。
- ② 新たな別表（保育認定利用者負担額基準額表）において、市町村民税非課税世帯に係る利用者負担額を0円とし、また、3歳以上児の利用者負担額を0円とする。
- ③ 条例中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める。

## 2 『和光市保育の必要性の認定に関する条例』の一部改正について

- ① 条例中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める。

## 3 『和光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例』の一部改正について

※改正後の条例名『和光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営並びに特定子ども・子育て支援施設等に関する基準を定める条例』

- ① 年収360万円未満相当世帯及び全所得階層の第3子以降の1号認定子ども、2号認定子どもに対する副食費について、保護者から徴収可能な費目から除外する規定を設ける。
- ② 条例中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める。
- ③ 国が定める認可外保育施設の基準（指導監督基準）を10月1日から適用させるため、同等の基準を創設。

なお、上記の無償化に係る改正の他、家庭的保育事業等の認可基準を踏まえ、以下の項目を改正。

- ④ 特定地域型保育事業（児童福祉法に規定する家庭的保育事業等と同義。）を行う者に求められる特定教育・保育施設等との連携について、次のとおり改める。
  - ア 代替保育の提供元に小規模保育事業A型等を追加。
  - イ 卒園後の受け皿の提供を行う連携施設に企業主導型保育事業等を追加。
  - ウ 連携施設を確保しないことができる経過措置を5年延長。

# 幼児教育・保育の無償化の対象となる認可外保育施設

【認可外保育施設に求める基準】※児童福祉法に基づく届出がされていること。

## ✓「対象施設等が満たすべき教育・保育等の質」の基準

内閣府令で定める基準→現在の指導監督基準と同じ内容（平成13年厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

※その他、認可外保育施設等が共通で満たすべき「運営に関する基準」を内閣府令に新設。

運営に関する基準は、以下の内容が記載されている文書等が整備されているかを把握。

- 教育・保育等の提供の記録
- 利用料や実費の徴収可能費目及び手続
- 領収証（無償化の対象経費と対象外経費の区分等）等の交付
- 秘密保持
- 諸記録の整備

参考：対象施設等に求める基準（質の基準）

- (1) 認定こども園（国立・公立大学法人立）、幼稚園（未移行）、特別支援学校、一時預かり事業
  - 学校教育法に基づく設置基準、児童福祉法に基づく事業基準を適用
- (2) 認可外保育施設、預かり保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）
  - 内閣府令で定める基準を適用

✓認可外保育施設は、児童福祉法に基づく届出がされ、国が定める基準を満たすものに限るが、5年間の経過措置期間を設定。経過措置期間内において、市町村が条例により基準を定める場合、対象施設をその基準を満たす施設にできる。

【和光市における無償化の対象とする認可外保育施設・ベビーシッターの取扱方針】

子どもたちの命を預かる保育現場であり、子どもたちの安全確保が最優先

経過措置期間内に適用するべく内閣府令で定める基準を市の条例に規定。（令和元年10月1日から適用）

# 和光市における無償化の対象とする認可外保育施設等の取扱①

## 【無償化の対象となる認可外保育施設等の基準(案)についてのパブリックコメント等について】

本年10月1日から始まることを踏まえ、経過措置期間内における認可外保育施設等の基準の取扱について、条例改正案の上程に先立ち、以下の手続きを実施。市民から概ね賛同を得られたものとする。

### ✓パブリックコメント

期間：令和元年7月5日(金)～25日(木)/提出意見：7件(賛成3件、その他柔軟な対応を求める等4件) ※保育園、児童センター・館等にも設置

### ✓市民説明会

4回：7月13日(土) AM：北子育て世代包括支援センター 6人参加 / PM：南子育て世代包括支援センター 5人参加  
 7月18日(木) 中央公民館 1人参加  
 7月23日(火) 南子育て世代包括支援センター 2.5人参加

### ✓子ども・子育て支援会議及び基準検討部会

基準検討部会：7月25日(木) 原案のとおり承認(無償化に係る認可外保育施設に関し経過措置期間に適用する基準を条例に定めることについて)  
 子ども・子育て支援会議：8月5日(月) 報告事項(基準検討部会審査結果の報告)

## 【子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第1条＝「認可外保育施設指導監督基準」】

項目	現在の認可外保育施設指導監督基準	
	認可外保育施設 (1日6人以上の乳幼児を保育)	認可外の居宅訪問型保育事業(いわゆるベビーシッター/1人の乳幼児を居宅で保育)
職員	○配置基準(乳幼児)：(保育士) 0歳児3：1、1-2歳児6：1 3歳児20：1、4歳以上児 30：1 ○職員：保育者の3分の1以上が保育士又は看護師資格が必要	○職員配置 原則1：1 ○職員：保育士、看護師 又は一定の研修を受講した者
設備	○全年齢共通 ・保育室 1.65㎡以上/人 ・調理室、便所	—
非常災害に対する措置	○消火用具、非常口の設置 ○定期的な訓練の実施	—
児童の処遇	○保育内容：保育所保育指針に準じて行う。 ○給食 ○健康管理・安全確保 ○利用者への情報提供 ○帳簿の整備 等	(同左) ※一部適用除外

# 和光市における無償化の対象とする認可外保育施設等の取扱②

## 【「保育の必要性の認定」を受けた市民の方が

## 経過措置期間中に認可外保育施設等を利用する場合の主な留意点等】

✓「保育の必要性の認定」を受けた市民の方が、市外認可外保育施設で「和光市の基準」に適合していない施設を利用した場合は、無償化の対象にはならない。→「和光市の基準」に適合した施設の利用へ。

✓「保育の必要性の認定」を受けた市民の方は、認可外保育施設の利用に加え、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業、病児保育事業を限度額範囲内で利用することが可能。

※市内保育所及び幼稚園を利用している市民の方が認可外保育施設、一時預かり事業(幼稚園で行っている在園児に対する預かり保育を除く。)、ファミリー・サポート・センター事業、病児保育事業を利用してもこれらの施設及び事業は無償化の対象になりません。

✓市内の認可外保育施設及びベビーシッターに対して、指導監督基準及びベビーシッター基準を満たした運営をしているか、年1回以上訪問による実地指導を行い、継続的な指導で「保育の質」を確保。

✓今後、市内を含む認可外保育施設及びベビーシッターの指導監督基準の適合状況など、施設選択に参考になる情報を「子ども・子育て支援総合システム」で閲覧可能へ。※現在、埼玉県内の情報は、埼玉県ホームページで閲覧することが可能。

検索認可外保育施設

検索Q

### 参考：認可外の居宅訪問型保育事業の従事者に受講を求める「一定の研修」について（案）

- 認可の居宅訪問型保育事業で受講を求めている基礎研修の内容（20時間程度の講義と1日以上の実習）の受講を求めることを基本とすることが適当である。
  - 具体的な研修としては、以下が考えられる。
    - ① 地方自治体が実施する認可の居宅訪問型保育事業に係る研修や子育て支援員研修（地域保育コース）※1
    - ② （公社）全国保育サービス協会※2が実施する居宅訪問型保育研修
    - ③ 民間の居宅訪問型保育事業者の自社研修や民間研修事業者が実施する居宅訪問型保育研修であって、①又は②と同等と認められる研修
- ※1 子育て支援員研修（地域保育コース）：小規模保育事業の保育従事者、家庭的保育補助者、一時預かり事業保育従事者等のための研修で、約30時間の講義＋2日以上の実習（見学）又は演習
- ※2 全国保育サービス協会：96のベビーシッター事業者（ベビーシッター数：20,855人）が加盟（平成29年度）
- 上記③については、都道府県、指定都市又は中核市が、厚生労働省が示す統一的な内容及びその確認方法※3に基づき、①又は②と同等の研修として認めることが必要であり、運用の詳細については、引き続き検討が必要である。
- ※3 ①の研修については、厚生労働省の通知で、既にかリキュラム・時間数や内容等が示されている。